

KSKR

No. 167

2012
APR.

4

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料 1部 100円

会員は会費に含まれています。

世界

自閉症啓発デー 2011・シンポジウム「私たちを信じて! 愛して」が平成 24 年 4 月 7 日(土) 東京霞ヶ関にある灘尾ホールで行われました。その中、午前中のシンポジウム「私たちの強みと生きにくさ〜当事者の家族と家族のライフステージ」で保護者の大野さんと当事者の娘さん及び牛久愛和総合病院総合検診センターの医師ウイ クアン ロンさんそして、東やまた工房・東やまたレジデンスの関水施設長の話がとても印象的でした。

発達障害者個々の強みを生かして不得意なところをサポートする(受ける)という原則が明らかにされました。発達障害者は知識の中でも、インフォメーション(情報・報告)の量的獲得は得意だがインテリジェンス(知性・機転)の質に高めることに困難性を持っています。実はインフォメーションの量をインテリジェンスへと昇華させることによって、発達障害者の特性である興味関心あることに対し強い集中力と情熱を打ち込める強みが、はじめて生きるのである。という当事者ならではの興味深い話を、ウイクアンロンさんから聞きました。また、このシンポジウムに先立つ、4 月 2 日の世界自閉症啓発デーに東京タワーにおいて、小宮山厚生労働大臣、野田聖子議員、高橋千鶴子議員、谷 博之議員、高

木美智代議員、川越孝洋議員、三宅雪子議員が出席され点灯式が行われました。当日は、風が吹きコートが必要な状況の中、東京都自閉症協会、埼玉県自閉症協会、千葉県自閉症協会の会員の多くの皆様が出席され、さらには、全国各地で実施されたブルーのライトアップもすばらしかったとの報告を聞いています。以下に今回私たちに寄せられた、潘基文(パン・ギムン) 国連事務総長メッセージ<2012 年 4 月 2 日>を載せておきます。…世界自閉症啓発デーに参加なさっているみなさまにご挨拶することができ、とても嬉しく思います。わたしは、日本が世界自閉症啓発デーに対して継続的に関心を寄せていただいていることに感謝します。日本の取組は、世界的な取組に大いに貢献するものです。

自閉症

は、ある地域や特定の国に限られたものではありません。グローバルな取組が必要な世界共通の課題なのです。

自閉症のように発達障害は、子どものころに発現し、その方の一生においてずっと続くものです。自閉症の方と一緒に、そして 自閉症の方のために活動するには、安易に決めつけたり対応したりしてはいけません。その方の生涯にわたって、継続的な療育や教育など一貫した支援が必要です。

自閉症スペクトラム障害の方を支援するためには、世界の政治的関心と国際協力が必要となります。先進国でも途上国でも同様に、自閉症の方のニーズを扱ったり、彼らの才能を引き出したりすることが必要なため、社会や教育、労働での支援は大変重要です。 自閉症の方が個々にサービスを受けるためにも、私たちは更なる 研究を進め、身近な支援者を養成し、自閉症の方がより支援を受けやすくなるようにする必要があります。

世界自閉症啓発デーは、そのような行動を喚起し、自閉症の方や、その方の周囲の方々が経験した、受け入れがたい差別、虐待、孤独について関心を寄せる機会となります。障害者権利条約で強調されたように、自閉症の方は、すべての人権及び基本的自由をもつ市民と変わるところはありません。

4 月 2 日、ニューヨーク、ウィーン、ジュネーブにおいて、 自閉症を知ってもらうために、国連郵政では、6 種類の記念切手、2 種類の封筒を販売しております。それらは、自閉症と診断されたアーティストによって作られており、世界中の人々に、わたしたちすべてに才能と創造力があるという力強いメッセージを与えてくれることでしょう。

わたしの妻は、自閉症の啓発や権利擁護について熱心に取り組んでま

いました。また、自閉症そのものについてだけでなく、自閉症の方の生活を改善することをも、わたしと一緒に話し合ってきました。みなさん、自閉症などの方々が可能性を実現し、その特性を生かす機会をもち、幸福な生活が送れるよう手をつないでまいりましょう。(河村)

○社団法人日本自閉症協会総会報告

平成24年3月18日こどもの城において第27回総会が開催されました。平成23年度補正予算案、平成24年度事業計画(案)、同収支予算案及び各委員会の体制等について審議されました。山崎会長は挨拶で、協会を取り巻く現状について、法改正に伴う障害者総合支援法案に関する各政党ヒアリングが活発に開催されていることおよび厚労省の平成23年度障害者総合福祉推進事業の調査事業の進捗状況について報告、

公益法人移行問題について内閣府でのヒアリング等の結果、更なる検討課題の解決に向けた努力がなされているという話がありました。

○アスペルガーの就労

日本自閉症協会ホームページ委員会の津田さんから、テレビ東京のサイトに『「アスペルガー」の社員 職場はどう向き合う』というタイトルで動画を含む情報が公開されています。次のアドレスからご覧いただけます。

http://www.tv-tokyo.co.jp/mv/wbs/feature/post_18444

という情報を頂きました。

○和歌山に12校目の特別支援学校

4月10日和歌山県に12校目の特別支援学校が開設されました。県立特別支援学校としては11校目で、普通高校と同じ敷地内で開校されま

した。同一敷地としては全国で2例目だそうです。全国で初めてのところは不明です。今年度は、高等部のみの開校で中学部、小学部と段階的に開校予定で平成26年度にすべて開校ということになります。同一敷地内での開校ということで、地域や普通高校との交流が今後どのように進められていくのかが注目されているところです。因みに、和歌山県の人口は100万人弱というところです。人口の割合にしては特別支援学校数が多い県のひとつです。以上の情報を和歌山の久保さんから頂きました。



◆1◆法案の徹底審議を求める緊急国会要請行動

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会(太田修平事務局長)から緊急国会要請行動へのよびかけがありました。国会をめぐる動きが緊迫しており、障害者総合支援法案の趣旨

説明を、来週4月17日(火)の「集中質疑」終了後におこない、翌18日(水)には質疑に入るだろうということで2012年4月17日(火)10時、衆議院第二議員会館前集合の呼びかけ情報でした。以下がその内容です。(河村))

与党民主党の岡本筆頭理事からは、「時間がとれない」「民自公3党の修正案がまとまった」といわれています。最短では、翌週の参議院可決・成立の声も聞こえてきます。きわめて重大な局面を迎えました。障

害者自立支援法の「上塗り」のこの「一部改正」法案は、私たちは断じて認めることはできません。国は、約束した「基本合意文書」を破ることなく、自立支援法を廃止する責務があります。総合福祉部会構成

員55名全員がひと

つになってまとめ

た「骨格提言」を

「棚上げ」「先送り」

ではなく、誠実に法案に反映させるべきです。そして、障害当事者からのさまざまな批判や意見、要望に応えるためには、徹底した国会審議が必要です。基本合意の完全実現をめざす会のすべての会員のみなさん！障害者関係団体や個人のみなさん！上記のおもいをともにして、国会に私たちの声を強く届けましょう！つぎの緊急国会要請行動を提案します。みなさん誘い合っでの参加を、ここからよびかけます！

◆2◆ 総合支援法案修正案を民主・自民・公明が提出合意

○障害保健福祉施策関係整備法案(修正案)

○国等障害者施設物品調達促進法案

修正の主なポイントは以下のようなものといわれています。

・障害福祉サービス事業者・相談支援事業者等の責務として「障害者等の意思決定の支援に配慮する」規定を追加

・地域生活支援事業に「意思疎通支援」(手話その他校正労働省令で定める方法により障害者等とその他のものの意思疎通を支援することをいう)を行う者の派遣、養成を追加・都道府県の地域生活支援事業には、専門性の高い(医療や司法対応、ろうあ者への支援等)意思疎通支援についても明記

・障害福祉計画に係る義務規定に、

緊急国会要請行動

「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項（新規追加）」「地域生活支援事業尾の種類ごとの実施に関する事項（努力義務から義務化）」を追加

・「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める（文言変更を持って附則（検討事項）の3年後の見直しがおわったとするものではない）、

・附則の検討事項に「成年後見制度の利用促進の在り方」、「精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方」等を追加

◆3◆ 速報・意見書採択は185自治体に！

○障害者総合福祉法を求める地方議会意見書採択状況（JDF 調べ）

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/sougou/index.html>

4.10 現在 都道府県＝12、政令指定都市＝8、市町村＝165の185自治体です。

平成23年度 年賀寄附金配分事業 「自閉症理解と啓発のための キャラバン隊事業」終了

＊2回の自閉症理解講座

9月10日 「自閉症児・者が安心して暮らせる町をめざして」

大屋茂氏（千葉県自閉症協会会長、自閉症児者を家族にもつ医師・歯科医師の会事務局長）

2月22日 「発達障害・自閉症に対する 行動問題の理解と支援」
岡村章司氏（兵庫教育大学）



＊奈良H A H A H Aキャラバン隊
自閉症の人たちの事、母の気持ち、みんな違ってみんないい！思い・・・など、H A H A H A！のタネを まいてきました。

・平成23年6月9日

やまと郡山城ホール キャラバン

・平成23年7月21日鴨公小学校

・平成23年7月29日

大淀桜ヶ丘小学校

・平成23年8月8日 金橋小学校

・平成23年8月19日 三郷小学校

・平成23年8月22日

香芝市特別支援教育研究会

・平成23年8月25日

桜井育成会・支援学級合同

・平成23年10月15日ゆらくの郷

・平成23年11月1日

畝傍南幼稚園

・平成23年11月18日

耳成西幼稚園

・平成23年11月26日

響財塾（幼稚園の先生の勉強会）

・平成24年1月31日

下田小学校 P T A

・平成24年2月3日

佐保台小学校 5, 6年生

・平成24年2月20日

大淀桜ヶ丘小学校 5年生

・平成24年3月22日

ほっとは一と作業所

キャラバン隊2年目 今年は小学生（高学年）向けの内容でも講演しました。

子供たちからの感想

@奈良市佐保台小学校 5、6年生

1. 体験ではどんな事がこころに残ったか

・コインつかみで軍手を2枚も重ね

て漢字がどういう事がわかった

・コインつかみでは思うようにつか

めなくて大変だった。いつもこのように感じているのは大変だと思った。

・コインつかみでは「早く早く」と言われて焦ってつかむ事ができなかった。

・ピカピカ王国の話で先生が「何を言っているのかわからないし、みんな笑っていたから自分が馬鹿にされているようで不安だった」と言っていたので自閉症の人はとても辛いだろうなあとと思った。

・ペットボトルでのぞいてみると、最初は「えっ何これ？」と思った。

2. 感想

・一番心に残ったのは「ひびわれ壺」の話だった。何かができなくて、くやしくても、きっと役にたつことができる日が来ると言うことがわかった。

・自閉症という名前だけだ判断してもいけないと分かった。

・自閉症の人たちは優しくて友だちがほしいと分かった。自分から話しかけて見た目ではわからない詳しく知りたい。

・この学習を通して どんな人も住みやすい世界へしたいと思った

・自閉症の人に出会ったら仲良くしたいと思った。

・この世界には 良いところだけの人も 悪いところだけの人もいないということを教えられた。

・良い接し方は 具体的にやさしく、はっきり、ゆっくり、短くなどだが、このような接し方を普段から心がけたい。

・自閉症ということばを聞いたことがなかったので興味を持った。

・自閉症の人は安心してできたという体験を積める環境が大切。その事によって新しいことにも取り組もうと思える。

・耳を塞ぐ道具（イヤーマフ）を耳

にはめた時、なんだかゆっくりした気持ちになった。

・相手ができる事も「できない。」と勝手に思いこんでやってしまうのはダメなので、相手に「やろっか？大丈夫ですか？」など聞いて「できない」と言われたら手伝いたいと思う。

・障害があってもちゃんと接すれば、言いたいことも伝わるし、聞くことだってできることを知った。

・障害をもっていると同じ人間だから感情もあるし、それを認めないのはよくないと思う。

・障害を抱える人が、どんなに毎日の生活が不安でいっぱいか改めて分かった。

・これからは、自閉症の人が嫌なこと、嬉しいことなどを分かって接していきたい。

@大淀町桜ヶ丘小学校

奈良 HAHANA

キャラバン隊来校！

「みなさん！おはようございま～す！！」という元気な声で講演会が始まりました。とても元気のいい6名のキャラバン隊のみなさんの登場、軽快なおしゃべりに、みんなの緊張もすぐに解けていくのが分かりました。

講演会の始めに「目が悪い人のためのメガネや、足を怪我した人や妊婦さん、お年寄りなどが使う車いすのように、不便を補う道具があればとても便利です。自閉症の方にとっての不便を補うものって何だろうということを今日は一緒に考えてみましょう。」と投げかけがあり、その後たくさんの体験活動を経験しました。

初めて耳にした“自閉症”や“発達

障がい”という言葉に戸惑いながらも、見え方や聞こえ方の体験を通して、どんな困難さを抱えているのかを実感することができました。

コイン入れ体験では、思うように動かせない指先で薄いコインをつかむ不自由さ、周りでせかされることの辛さを感じました。

また、「ひび割れ壺」というお話では、それぞれに欠けた部分（ひびわれ）があるけれど、それを良い方に活かしていくことができるんだということが分かりました。

特に最後の「僕たちの世界」のお話では、自閉症の方たちの苦手なこと、嫌なこと、してもらって嬉しいことなどを聞きました。



講演の始めにあったメガネや車いすの代わりは、私たちの声かけや優しさでできることも分かりました。今回感じた気持ちを大切に、障がいのあるなしに関わらず、自分の周りにいる人たちを思いやり、それぞれの弱さを補い合える関係を築いていってほしいと思います。

最後に「僕たちの世界」として、自閉症の方たちの苦手なこと、嫌なこと、してもらって嬉しいことを教えてもらいました。

人それぞれに困難さが違うことも分かりましたが、自分たちも同じよう

に困ることがあることを感じた子も多かったようです。

桜ヶ丘小学校 5年1組 と 5年2組 学級通信より抜粋させてもらいました。

子供たちの感想より

自閉症の人たちだけでなく、僕たちがされてうれしいこと、いやなことが同じだと分かりました。

- ・どう接すればいいのかがよく分かりました。
- ・たくさんの情報を、頭の引き出しにうまく直せないと聞いて、よくわかりました。
- ・もし何か困っていたら、前から（顔を見ながら）声をかけたいと思います。
- ・自閉症の人たちだけが特別ではないので、どんな障がいをもつひとにも優しく接すれば、仲よく

なれると思いました。

- ・ひとりだけ分からない状況は、心細くてとまどっていると思いました。絵で示すと「あ、これか。」と分かりやすいので、分かってほしい時は絵で表わすのがいいと思いました。
- ・とにかく自閉症の人たちとしやべりたくなってきました。
- ・今までとは違って、これからは「人を大切にする」という言葉をもとに、考えながら行動したいと思いました。最初と比べて気持ちが変わりました。
- ・僕達にも同じような経験がありました。だから僕達に何ができるのかを考えて行動していきたいです。
- ・自閉症はとても身近なことだと思った。
- ・たくさんの情報を頭の引き出しにうまくなおせないと聞いて、よ

く分かった。

- ・自分にあてはまるものがたくさんあったから、「自閉症の人たちって普通やん」と思った。
- ・障がいのある人は、あんなに難しいことをしているんだなと思った。
- ・もし自分の周りにいたら気をつけたいし、気付いてあげたい。
- ・自分たちと感覚が全く違い、一言で障がいと言っても困ることや感じるものが全然違うと思った。
- ・コイン入力で、「あと5秒！」と言われて全くできなかったのも、もし困っている人に出会ったら、ゆっくり待ってあげたいと思った。
- ・もし困っている人に出会ったら、ゆっくり、ていねいに話をしようと思った。
- ・世界にはいろいろな人がいて、いろいろ困っていることがあって、

その人たちに協力できるようになったらいいと思う。

- ・自分も欠けたところがあるし、みんなもそうなんだと思った。みんなの見方が違うからこそ、おもしろいし楽しいと思う。

平成23年度（財）日社済社会福祉助成事業「自閉症支援者の為の夜間勉強会」

基礎講演会、5回連続夜間勉強会、構造化セットアップセミナー

自閉症eサービスの先生方にご協力を頂き 無事終了しました。

お忙しい毎日、お仕事終了後のお疲れの後にも関わらず、セミナーに参加下さいました支援者の皆様方、講師の先生、本当にありがとうございました。

新たな発見と 支援への糸口、今後の支援の参考にさせていただけたらと願っております。今後とも 自閉症の人たちへの支援にご協力を頂きますよう

よろしく お願いいたします。

3月24日開催の構造化セットアップセミナーでは モデルの子供さん 成人の方2人にご協力を頂き、実

践型のセミナーに取組ました。

参加者が2つのグループに分かれて、グループで検討しながらトレーナーの指導者の下、「グループで考える」大切さも実践してもらいました。

- ・事前情報のモデル方のご様子の特徴を元に 構造化の設定。
- ・モデルの方を観察しながら 構造化設定した自立ワークを数種類、実際にやってもらう。
- ・実際の作業セッションを元にワークを2～3種類に絞り込み 再構造化

グループでの役割分担しての取り組み。

- ・絞り込んだ自立ワークの再度、モデルさんにやってもらい、

さらに 再検討、再検討、再構造化 → 再度 モデルさんとのセッション。

*モデルの方たちには セミナーに参加してもらうスケジュールの提示、場所を構造化、待ち時間の過ごし方の工夫など さまざま、勉強になりました。

自閉症eサービスの中山清司先生をはじめ ご協力いたした 山根先生 嬢田先生、大中先生、宮川先生 ありがとう ございました。



モデル児スケジュール



再構造化 グループ検討

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中障害者自立支援法第三十六条第三項第五号の次に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第五項中「第八十九条第二項第一号」を「第八十九条第二項第二号」に改める。

第一条のうち障害者自立支援法第四十二条第一項の改正規定及び同法第五十一条の二十二第一項の改正規定中『「応じ、」の下に「』を『「できるよう」の下に「、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに」を、「応じ、」の下に「常に』に改める。

第一条のうち障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の改正規定中「同項第二号中」の下に「「手話通訳等」を「意思疎通支援」に、「仲介する」を「支援する」に改め、」を加え、「次号において」を「以下」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える改正規定のうち第七号中「手話通訳等」を「意思疎通支援」に改める。

第一条のうち障害者自立支援法第七十七条の二第四項の次に一項を加える改正規定のうち第五項中「知的障害者相談員」の下に「、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者」を加える。

第一条のうち障害者自立支援法第七十八条第一項の改正規定中「第七十七条第一項第三号」の下に「、第六号」を加え、「改める」を「改め、」に係る事業」の下に「及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加える」に改める。

成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加える」に改める。

第一条中障害者自立支援法第八十八条第三項に一号を加える改正規定を次のように改める。

第八十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市町村障害福祉計画）」を付し、同条第二項を次のように改める。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの連携に関する事項

との実施に関する事項

第八十八条第三項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「前項」を「前項第二号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第一条のうち障害者自立支援法第八十八条の次に一条を加える改正規定のうち第八十八条の二中「前条第二項に規定する」を「前条第二項各号に掲げる」に改める。

第一条中障害者自立支援法第八十九条第三項に一号を加える改正規定を次のように改める。

第八十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（都道府県障害福祉計画）」を付し、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

第八十九条第二項に次の一号を加える。

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第八十九条第三項第四号を次のように改める。

四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関

との連携に関する事項

第二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項の改正規定の前に次のように加える。

第四条第四項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、「障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該」を削り、「障害者等の」の下に「障害の多様な特性その他の」を、「状態」の下に「にに応じて必要とされる標準的な支援の度合」を加える。

第二条のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条中第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げる改正規定中「第十八項」の下に「を第十七項とし、同条第十九項中「精神障害者」の下に「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要と

する者であって厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項を同条第十八項とし、同条中第二十項を第十九項とし、第二十一項」を加える。

第二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十八条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする改正規定の前に次のように加える。

第二十条第二項、第二十一条の見出し及び同条第一項、第二十二條第一項、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十七条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十五条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第九十四条第一項第一号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第三条のうち児童福祉法第二十一

条の五の十七第一項の改正規定、同法第二十四条の十一第一項の改正規定及び同法第二十四条の三十第一項の改正規定中『「応じ、」の下に「』を『「できるよう」の下に「、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに」を、「応じ、」の下に「常に』に改める。

第七条中知的障害者福祉法第十五条の三第一項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号の改正規定を次のように改める。

第十五条の三第一項中「市町村は」の下に「、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十五条の四及び第十六条第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改

める。

附則第一条第一号中「附則第八条」を「附則第十条及び第二十八条」に改め、同条第二号中「附則第四条から第六条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第二十四条」を「附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条」に改める。

附則第二十五条を附則第二十七条とし、附則第九条から第二十四条までを二条ずつ繰り下げる。

附則第八条中「附則第三条」を「附則第四条」に、「第十四条及び第二十三条」を「第十六条及び第二十五条」に改め、同条を附則第十条とし、附則第五条から第七条までを二条ずつ繰り下げる。

附則第四条中「第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正後障害

者総合支援法」という。）」を「平成二十六年改正後障害者総合支援法」に改め、同条を附則第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六条 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十二條まで及び第二十四条の規定は、一部施行日以後に行われた平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請について適用し、一部施行日前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請については、なお従前の例による。

2 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十二條まで及び第二十四条の規定にかかわらず、一部施行日前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例

による。

附則第三条の前の見出しを削り、同条を附則第四条とし、同条の前に見出しとして「（障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第二条第一項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、「支給決定の在り方」の下に「、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」を、「対する支援の在り方」の下に「、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方」を加え、同条を附則第三条とする。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（適切な障害支援区分の認定のための措置）

第二条 政府は、障害者支援区分（第二条の規定による改正後の障害

者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。）第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。次条第一項において同じ。）の認定が知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神障害者（平成二十六年改正後障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）の特性に応じて適切に行われるよう、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則に次の一条を加える。

（児童手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条中「附則第九条第十四号及び第十条第六号」を「附則第十条第十四号及び第十一条第六号」に改める。



地域

社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案要綱

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

一 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならないものとする。

（第四十二条第一項及び第五十一条の二十二第一項関係）

二 地域生活支援事業の追加

1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業及び意思疎通支援を行う者を養成する事業を加えるものとする。

（第七十七条第一項関係）

2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業のうち、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令

で定める事業を加えるものとする。

（第七十八条第一項関係）

三 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターを設置する者が連携に努めなければならない関係者に、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者を加えるものとする。（第七十七条の二第五項関係）

四 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加えるものとする。

（第八十八条第二項及び第八十九条第二項関係）

五 障害支援区分

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」

とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうものとする。

（第四条第四項関係）

六 地域移行支援

地域移行支援の対象に、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加えるものとする。

（第五条第十八項関係）

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童福祉法関係

指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者、指定障害児入所施設等の設置者並びに指定障害児相談支援事業者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常に障害児及びその保護者の立場に立って支援を行うように

努めなければならないものとする。

（第二十一条の五の十七第一項、第二十四条の十一第一項及び第二十四条の三十第一項関係）

第三 知的障害者福祉法関係

市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。

（第十五条の三第一項関係）

第四 本法附則関係

一 施行期日

第一の五（障害支援区分）及び六（地域移行支援）は平成二十六年四月一日から、その他の部分は平成二十五年四月一日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 適切な障害支援区分の認定の

ための措置

政府は、第一の五の障害支援区分の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、第一の五の厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

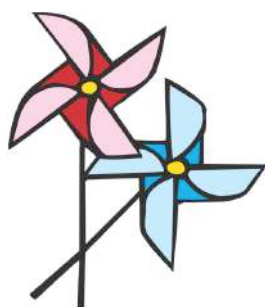
（附則第二条関係）

三 検討

政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える内容に、第一の五の障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方加えること。

（附則第三条関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。



会員のみなさんへ

メーリングリストの管理をしています田中 正司です。

以前のメーリングリストは4月末までは使用可能ですが、5月上旬に廃止となります。

す。ご面倒とは思いますが、投稿されるときは以下のアドレスにてお願いいたします。

asj-nara@freeml.com

もし、メーリングリストから脱退したい場合は以下のアドレスに連絡ください。

mirimami@amber.plala.or.jp

田中 正司 宛

また、近所でMLに参加したい会員様がおられる場合は、役員さんか私（田中）まで連

絡いただければ登録処理をさせていただきます。

ML ホーム ページ : <http://www.freeml.com/asj-nara>

合同部会のお礼

3月13日に大和郡山市福祉会館で行われました。諸先輩方の実体験に基づいたお話を色々聞くことができとても勉強になりました。

また、成人部さんから参加者全員にお昼にお弁当をいただきました。この場をお借りしてお礼をさせていただきますと思います。本当にありがとうございました。

療育部役員一同

合同部会に参加して、本当に心より

良かったです！

私は療育部ですが、療育部よりいずれ年齢を重ねて成人になった時、親としては色々な不安や疑問も今からありますが、身近な体験談や同じ親としての気持ちが伝わってきて分かりました！私の知らないことなども沢山教えて頂きました☆さすが先輩ママさん達です♪心強くなりました♪

そして、改めて自閉症協会さん方々に色々教えて頂き大変お世話にもなって、これからも沢山勉強させて頂きたいと思いました！

参加者より



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円